

緊急抗議声明

～法律家の卵をオリコの債務奴隷にするな！～

最高裁判所が定めた「司法修習生の修習資金貸与等に関する規則」によれば、修習資金の貸与を受けようとする者は、自然人2人の保証もしくは最高裁判所の指定する金融機関を保証人として立てなければならないとしている（4条1項1号・2号）。そして、今般、最高裁判所が指定する金融機関は信販会社である株式会社オリエントコーポレーションであることが判明した。

そもそも私たちは、経済的に困窮する者であっても誰もが法律家を志すことができるように司法修習生の給費制打ち切りに反対し、2010年7月10日付けで「司法修習生の給与打ち切りに反対し、教育を受ける機会を確保するため、若者の教育への経済的支援の拡充を求める決議」を行ったところである。

また多重債務被害の大きな要因となっている前近代的な連帯保証制度や個人保証についてもこれを原則廃止することを再三に渡り要望しているところである。

しかるに、人権の砦たる最高裁判所が、司法修習生に対する修習資金貸与制度の維持を前提に更に自然人の連帯保証人を2名も徴求するなどという規則を平然と策定することにあきれざるを得ない。保証人被害を拡散させた商工ローン業者と同じやり口である。

そして機関保証としての金融機関には、過去においては利息制限法を超過する高金利での貸付を行い、現在も不当な利得である過払金を自主的に返還しようとしないうりエントコーポレーションを指定し、なけなしの修習資金から天引等することにより修習生に保証料を負担させる有様である。オリエントコーポレーションは過払金返還をめぐる平成19年6月7日最高裁判決やココ山岡事件・ダンシングモニター商法事件や健勝苑等の呉服次々商法などクレジット被害事件の当事者である。今般の最高裁とオリエントコーポレーションの業務提携はサラ金・クレジット被害等事件における司法に対する信頼を大いに損なうものである。

これでは司法修習生が貸与制により多重債務に追いやられるだけでなく、保証人被害を拡散し、また法曹となった後もオリエントコーポレーションに従属する立場に追いやられることとなる。債務奴隷に追いやられる法律家の誕生は、司法の信頼を損ない、国民にとっても不幸である。

私たちは、司法修習生の給費制の廃止そのものに反対している。最高裁判所も裁判官をはじめとする法曹の卵を、貧富の格差無く幅広い人材より採用し、司法修習に専念させるために、率先して給費制の維持に取り組むべき立場にある。しかるに、その責任を放棄し、貸与制の制度設計において、連帯保証人を2名も徴求したり、挙げ句の果てにオリエントコーポレーションを機関保証に指定するなどという姿勢は嘆かわしいばかりである。

最高裁判所におかれては早急に規則を改正して、保証人を徴求する制度を廃止するとともに、給費制の維持に取り組まれることを強く求める次第である。

2010年8月6日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事 木村達也